平成２８年（フ）第４４４号
埼玉県吉川市栄町782番地１　Ｂ－1008号、旧住所埼玉県八潮市大字南後谷956番地１　デュオ草加リバーテラス301
債務者　齋藤　　優
１　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４５９号
埼玉県越谷市東越谷８丁目3081番地22
債務者　宮木　淳也
１　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４７９号
埼玉県越谷市大沢３丁目29番５号　新たちばな101号、旧住所東京都町田市南つくし野３丁目10番地７　カーサ・グランデＫ202
債務者　鈴木　紀貴
１　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５２８号
埼玉県春日部市小渕320番地８、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷1354番地10
債務者　蒲地　国香
１　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５２９号
埼玉県春日部市小渕320番地８、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷1354番地10
債務者　蒲地千代美
１　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５３６号
埼玉県草加市旭町５丁目10番37―401号
債務者　長谷川由香
１　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５５７号
埼玉県越谷市大間野町２丁目75番地　川合靜方
債務者　川合　幸正
１　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５１０号
埼玉県川越市新宿町６丁目24番地２（レーベンハイム川越フィーヌ602号室）
債務者　中武　叡嗣（旧氏名中武武史）
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２３０号
函館市本町22番11―404号
債務者　島田　優子
１　決定年月日時　平成28年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２４２号
北海道北斗市添山189番地
債務者　池田　逸男
１　決定年月日時　平成28年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで函館地方裁判所

平成２８年（フ）第８５号
岐阜県大垣市東前３丁目15番地　東前ビル403号
債務者　田尻　成司
１　決定年月日時　平成28年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第８６号
岐阜県大垣市東前３丁目15番地　東前ビル403号
債務者　田尻マサミ
１　決定年月日時　平成28年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第３１３３号
大阪府門真市末広町37番12号　レジデンスロード302号
債務者　中村　誓志
１　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４２１号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目27番14―Ｂ102号
債務者　桐畑　和生
１　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４４０号
大阪府豊中市旭丘６番１―606号
債務者　山根　俊之
１　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６４３号
大阪府寝屋川市池田中町28番13号（302号）
債務者　栗生喜久一
１　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６８９号
大阪市西成区玉出西２丁目14番８―405号
債務者　西田　和真
１　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで大阪地方裁判所第６民事部